

# 農山漁村地域整備計画事前評価調書

計画の名称：佐賀の豊かな農地・農村環境を守る整備計画（2期）

評価項目	評価欄	説 明 事 項
目標の妥当性	事業を実施	<p>本計画に掲げている事業については、「佐賀県『食』と『農』の振興計画2019」の中で、  <b>『農業生産基盤の整備』</b>において、  <b>【課題】</b>として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水の不足する地域があるため、引き続き対策工事の実施が必要である。</li> <li>・老朽化した農業水利施設の適期・適切な補修及び更新整備が必要である。</li> <li>・農業水利施設の維持管理に係るトータル経費の低減に向けた取組が必要である。</li> <li>・農地の汎用化や大区画化など、担い手の多様なニーズに合った基盤を整備する必要がある。</li> </ul> <p>ことから、  <b>【主な具体的取組】</b>として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水の確保に必要な用水路、揚水機場など農業水利施設の整備</li> <li>・機能診断に基づく農業用ダム、用排水路及び揚水機場などの農業水利施設の補修・更新</li> <li>・園芸作物の作付拡大や生産性向上に向けた暗渠排水の整備</li> <li>・担い手への農地の集積・集約に向けた畦畔除去等の耕作条件の整備及び農地整備の推進を位置付けている。</li> </ul> <p><b>『快適で安全・安心な農村づくり』</b>において、  <b>【課題】</b>として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を地域ぐるみで保全管理していくための取組を推進していく必要がある。</li> <li>・農村地域で人々が快適に暮らせるよう、生活環境基盤の整備が必要である。</li> <li>・災害を未然に防止し、県民が安全に安心して暮らせる農村づくりを進める必要がある。</li> </ul> <p>ことから、  <b>【主な具体的取組】</b>として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内道路や集落内水路の整備</li> <li>・生活排水処理施設の整備推進と長寿命化対策の実施</li> <li>・海岸堤防については、高潮被害が発生する危険性が高い箇所や、計画堤防高までの整備が遅れている箇所から堤防高上げに取り組むなど重点的な整備の推進を位置付けている。</li> </ul> <p>これらのことから、上位計画である『佐賀県「食」と「農」の振興計画2019』との整合性は図られており、また、地域の課題に対し、的確に対応する事業となっている。</p> <p>また、農業集落排水事業は「佐賀県生活排水処理施設備構想」に基づき事業を実施しているが、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業は、本構想に基づき実施した地区に係る調査であり、関連する計画との整合性は図られている。</p>
整備計画の効果・効率性	事業を実施	<p>整備計画の目標と指標の整合性については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営体育成基盤整備事業については、農作物の生産性の向上に資するため、1地区において水路のライニングや暗渠排水等の生産基盤の整備を実施し、併せて経営体の育成を図ることとしている。</li> <li>・水利施設整備事業（基幹水利施設保全型等）については、機能保全計画に基づく農業水利施設の補修・更新を実施し、安定的な用水供給機能及び排水条件を確保するため、49地区に着手することとしている。</li> <li>・基盤整備促進事業については、効率的で安定的な農業経営を行うにあたり障壁となっている農業生産性の低い農地について、農業生産性の向上を図るため、1.9haの区画整理を実施する。</li> <li>・農地整備事業（通作条件整備）については、既存農道についての長寿命化を考慮した保全対策を進めるため、2地区において点検診断を実施し、診断結果に基づく劣化予測、効率的な対策工法の検討及び個別施設計画の作成を行う。また、個別施設計画に基づき、舗装修繕を3地区において実施する。</li> <li>・農業集落排水事業（低コスト型農業集落排水施設更新支援事業）については、既存施設の有効活用や長寿命化によりライフサイクルコストの低減を図るため、本対策により施設の機能低下等の的確な状況把握を行う機能診断（7地区）等を行うこととしているほか、18地区の機能強化を実施する。</li> <li>・農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備事業、集落基盤整備事業）については、生産性の向上及び農業集落内の生活環境の改善のため、59集落において生産基盤整備及び生活環境整備を行い、農業・農村の活性化を図ることとしている。</li> <li>・海岸保全施設整備事業（高潮対策）については、県土の保全や県民生活の安全を確保するため、海岸堤防の強化のため、10地区の海岸を整備し、高潮災害による農地等の被害防止面積を160ha軽減させる。</li> </ul>

評価項目	評価欄	説明事項
		<p>このように整備計画に基づき適切な定量的指標を掲げていることから、整備計画と成果指標の整合性については図られている。</p> <p>また、評価指標を定量的に示していることで、事後評価の適切な対応が可能である。</p>
整備計画の実現可能性	事業を実施	<p>本整備計画における 農地整備事業（経営体育成型等）、水利施設整備事業（基幹水利施設保全型等）、農村整備事業（農業集落排水事業、農村集落基盤再編・整備事業（中山間総合（一般型）、集落基盤再編型）、海岸保全施設整備事業（農地：高潮対策）については、受益者等関係者への説明は完了していること、事業主体が県、市町及び土地改良区であること、地元の事業実施への機運も熟成されていること、などにより事業執行の環境が整っている。</p>